

秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

次の理由により、改正するものであります。

- (1) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正により、介護休暇の分割取得及び介護を目的とした勤務時間の短縮を可能とすること。
- (2) 「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正により、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に養育を委託されている子等を加えること。



秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項を次のように改める。

3 無給休暇の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護休暇
- (2) 介護時間
- (3) 組合休暇

第12条の2中「子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員がその職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（その請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、その職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）」を、「介護をするため、」の次に「規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々がその介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6か月を越えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条に次の1項を加える。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

第12条の2の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第12条の3 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々がその介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（その要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときは、介護時間を受けることができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を越えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第14条の3第1項中「及び第3項」を削り、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合におけるその職員を除く。）が、規則で定めるところによりその子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が規則で定めるところによりその子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところによりその子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、その要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「その請求をした職員の業務を処理するための処置をとることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第14条の3中第5項を削り、第6項を第5項とする。

（秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 秦野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親としてその児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されているその児童とする。

第3条各号列記以外の部分中「育児休業法第2条第1項」を「育児休業法第2条第1項ただし書」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことによ

りその育児休業の承認が効力を失った後、その産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する理由に該当したことによりその育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことによりその育児短時間勤務の承認が効力を失った後、その産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することになったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる理由に該当したことによりその育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第21条第2項中「を承認されている」を「又は秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「その育児時間」の次に「又はその介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条の2の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日においてその介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6か月を経過していないもののその介護休暇に係る第1条の規定による改正後の秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条の2第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則で定めるところにより、初日からその職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6か月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

### (秦野市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第11条中「承認があった場合（）」の次に「勤務時間等条例第12条の2の規定による介護休暇及び勤務時間等条例第12条の3の規定による介護時間の承認並びに」を加える。

（秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 4 秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年秦野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号）」の次に「。以下「勤務時間等条例」という。」を加える。

第9条第1項中「秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「勤務時間等条例」に改める。

第15条第1項中「承認があった場合」の次に「（秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程において準用する勤務時間等条例第12条の2の規定による介護休暇及び勤務時間等条例第12条の3の規定による介護時間の承認並びに勤務時間等条例第13条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。）」を加える。